

評議員、役員等及び事務局の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県剣道連盟（以下「岐剣連」という）規約第4条の規定に基づき、事業の実施並びに運営に伴う報酬等に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは、規約第10条による役員をいい、併せて審査会に伴う審査委員長、審査主任、審査員及び委嘱する県外講師を含むものとする。

(報酬等)

第3条 この規程において報酬等とは、報酬、謝金、手当、日当のことをいう。

第4条 この規程による報酬は、理事長、事務局長及び事務局員に支給する。

2 謝金は、講習会、研究会、研修会、大会開催に伴う講師及びその他の公開演武者等に支給する。

3 手当は、次の各号に掲げる業務を行った場合に支給する。

(1) 大会等の審判員等

(2) 審査会の審査員等

(3) 講習会、大会、審査会等担当役員

(4) 顧問会、相談役会、常任理事会、理事会、評議員会

(5) 専門委員会の委員等

4 日当は、大会開催に伴う大会補助員及び協力者に支給し、また大会準備、諸事業の準備又は広報・調査活動に従事する事務局員に支給する。

5 第1項から第4項に掲げる支給される金額については、附表に掲げるとおりとする。

第5条 本条の規程に定めのない事項において支出を必要とする場合は、第4条の事項に照合して支出することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

附表

(附表 1) 報酬の支給基準表 単位：円

区 分	金 額	摘要
理事長	1,000,000	金額は、年額とする。

(附表 2) 謝金の支給基準表 単位：円

区 分	金 額	摘要
講 師	5,000	岐剣連が行う講習会等における講師
特任講師	30,000	全剣連及び他剣連の支給に照合して定める
講師補助員	3,000	岐剣連が行う講習会等の補助
公開演武	3,000	岐剣連が行う大会等の演武者
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・1日当りの金額とし、1日に満たないときは、1/2支給する ・1日とは4時間以上とする。(公開演武は対象外とする)

(附表 3) 手当の支給基準表 単位：円

区 分	金 額	摘要
(1) 審判員	3,000	審判長、審判主任、審判員
役 員	3,000	役員とは岐剣連より大会運営委員として委嘱されたものをいう
(2) 審査委員長	5,000	
審査主任	5,000	
審査員	5,000	
(3) 講習会、大会、審査会等担当役員	3,000	
(4) 顧問会、相談役 会、常任理事会、 理事会、評議員会 専門委員会	2,000	
(6) 事務局長	6,000	金額は日額とする
(7) 専従職員	214,0000	金額は年額とする
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・(1)(3)(4)は、半日の場合は、2,000円 ・(2)の審査員のうち形審査員については、3,000円

(附表 4) 日当の支給基準表 単位：円

区 分	金 額	摘要
大 会	2,000	補助員
大会、審査会、講習会準備	2,000	事務局員、協力者
広報、取材活動	3,000	担当理事、事務局員、協力者
救護	7,000	